

中国で新しく制定された法令に関する情報をタイムリーにご紹介します。
中国における会社設立・経営・紛争処理等に必要・有益な情報をお届けします。

H&H 中国最新法令情報

No.49

2016 年 12 月 19 日

「H&H中国最新法令情報」(No. 49)をお送りします。本号の《主要法令》では、本年4月1日から9月30日までに発布又は施行された法令を紹介しています。また、《中国法務「基本のき」》では、「中国の土地制度について」を取り上げました。ご一読いただければと思います。

今年も残り僅かとなりました。来年は新人の弁護士及び中国律師が参加しますので、内容をさらに充実させ、最新の法令情報をタイムリーにお届けしようと思います。引き続き、ご愛読いただければと存じます。

それでは、皆様、どうぞ良いお年をお迎えください。

久田・橋口法律事務所 所員一同

目次

■ 主要法令(4～9月)	2
【法律】	
全国人民代表大会常務委員会の「中華人民共和国外資独資企業法」等 4 件の法律の修正に関する決定	2
【行政法規】	
国務院弁公庁の「五証合一・一許可証一コード」登記制度改革の加速推進に関する通知	2
【部門規章】	
一部の工商行政管理規則の廃止及び改正に関する決定	3
動産抵当登記弁法	4
【司法解釈】	
最初に差押を行った法院と優先債権執行法院の差押財産に対する処分に関する関係問題の回答	4
■ 中国法務「基本のき」	6

主要法令(4~9月)

【法律】

- 全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国外资企业法》等四部法律的决定

[发布部门] 全国人大常委会

[发布文号] 主席令第 51 号

[发布日期] 2016 年 9 月 3 日

[实施日期] 2016 年 10 月 1 日

[概要]

《外资企业法》、《中外合资经营企业法》、《中外合作经营企业法》、《台湾同胞投资保护法》就适用对象企业的设立、重要事项的变更等一直要求审批机关批准。本《决定》规定，今年 10 月 1 日起将此变更为备案制，仅限国家规定实施准入特别管理措施的维持批准制。“准入特别管理措施”由国务院发布或者批准发布。

[法令原文] http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-09/03/content_1996747.htm

- 全国人民代表大会常务委员会の「中華人民共和國外資獨資企業法」等 4 件の法律の修正に関する決定

[發布部門] 全国人民代表大会常務委員會

[發布番号] 主席令第 51 号

[發布期日] 2016 年 9 月 3 日

[實施期日] 2016 年 10 月 1 日

[概要]

「外資獨資企業法」、「中外合弁企業法」、「中外合作經營企業法」、「台灣同胞投資保護法」は、適用対象企業の設立、重要事項の変更等について審査認可機関の認可を要求してきた。本「決定」は、本年 10 月 1 日からこれを届出制に変更し、国が参入特別管理措置を定める場合に限り認可制を維持することとした。「参入特別管理措置」は、国务院が發布又は承認する。

【行政法規】

- 国务院办公厅关于加快推进“五证合一、一照一码”登记制度改革的通知

[发布部门] 国务院办公厅

[发布文号] 国办发〔2016〕53 号

[发布日期] 2016 年 7 月 5 日

[实施日期] 2016 年 10 月 1 日

[概要]

去年 6 月国务院发布了《关于加快推进“三证合一”登记制度改革的意见》，将“工商营业执照”、“组织机构代码证”、“税务登记证”三证统合为一证。本《通知》在“三证合一”完成的基础上，再整合“社会保险登记证”和“统计登记证”二证，是实现“五证合一、一照一码”的登记制度。

此外，本《通知》为向新登记制度过渡确立了五方面重点任务：(1)完善一站式服务工作机制；(2)推进相关部门间信息共享互认；(3)做好登记模式转换衔接工作；(4)推动“五证合一、一照一码”营业

- 国务院辦公厅の「五証合一・一許可証一コード」登記制度改革の加速推進に関する通知

[發布部門] 国务院辦公厅

[發布番号] 国办发〔2016〕53 号

[發布期日] 2016 年 7 月 5 日

[實施期日] 2016 年 10 月 1 日

[概要]

昨年 6 月、国务院から「『三証合一』登記制度改革の加速推進に関する意見」が發布され、「工商營業許可証」、「組織機構コード証」、「稅務登記証」の三証が一つの証書にまとめられた。本「通知」は、「三証合一」が完了したのを受けて、さらに「社會保險登記証」と「統計登記証」の二証を加え、「五証合一・一許可証一コード」の登記制度を実現しようとするものである。

そのほか、本「通知」は、新登記制度への移行のための主要任務として、(1). ワンストップ・サ

执照广泛应用；(5)加强办事窗口能力建设。

ービス制度の完備、(2)関係部門間の情報共有・相互認証の推進、(3)登記方式の転換・連携業務の励行、(4)「五証合一・一許可証一コード」の「営業許可証」の広範囲にわたる応用の推進、(5)窓口の事務処理能力の強化、を挙げている。

[法令原文] http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-07/05/content_5088351.htm

【部門規章】

■ 关于废止和修改部分工商行政管理规章的决定

[发布部门] 国家工商行政管理总局

[发布文号] 国家工商行政管理总局令第86号

[发布日期] 2016年4月29日

[实施日期] 2016年4月29日

【概要】

本《决定》废止了《工商行政管理暂行规定》、《广告管理条例施行细则》、《商标代理管理办法》等10部部门规章，修改了4部部门规章，即《企业法人登记管理条例施行细则》、《外国（地区）企业在中国境内从事生产经营活动登记管理办法》、《外商投资企业授权登记管理办法》及《工商行政管理机关股权出质登记办法》。

其中，《外国（地区）企业在中国境内从事生产经营活动登记管理办法》进行了将在中国境内从事生产经营活动的外国企业的登记注册机关由国家工商行政管理总局变更为省级工商行政管理部门等修改。《工商行政管理机关股权出质登记办法》废止了外商投资公司股权出质时的审批机关的批准手续等，进行了为行政手续简化、高效化的修改。

■ 一部の工商行政管理規則の廃止及び改正に関する決定

[発布部門] 国家工商行政管理総局

[発布番号] 国家工商行政管理総局令第86号

[発布期日] 2016年4月29日

[実施期日] 2016年4月29日

【概要】

本「決定」は、「工商行政管理暫定規定」、「広告管理条例施行細則」、「商標代理管理弁法」等10件の部門規則を廃止し、4件の部門規則すなわち「企業法人登記管理条例施行細則」、「外国（地域）企業の中国国内における生産経営活動の従事登記管理弁法」、「外商投資企業授權登記管理弁法」及び「工商行政管理機關持分質權設定登記弁法」を改正するものである。

このうち、「外国（地区）企業の中国国内における生産経営活動の従事登記管理弁法」については、中国で生産経営活動に従事する外国企業の登記登録機関を国家工商行政管理局から省レベル工商行政管理部门に変更する等の改正が行われた。「工商行政管理機關持分質權設定登記弁法」については、外国投資者が投資した会社の持分に質権を設定する場合の審査認可機関による認可手続を廃止する等、行政手続の簡素化・効率化のための改正が行われた。

[法令原文] http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/xxzx/201605/t20160505_168343.html

■ 动产抵押登记办法

[发布部门] 国家工商行政管理总局
[发布文号] 国家工商行政管理总局令第 88 号
[发布日期] 2016 年 7 月 5 日
[实施日期] 2016 年 9 月 1 日
[概要]

根据中国《物权法》，企业、个体工商户、农业生产经营者可以将生产设备、原材料、半成品、产品进行抵押（第 180 条第 1 款第 4 项、第 181 条）。本《办法》为关于该类动产抵押登记的规定。

根据本《办法》，动产抵押由抵押人住所地的县级工商行政管理部门办理登记（第 2 条第 1 款）。动产抵押登记的设立、变更和注销，本应由当事人双方申请，现可由其中一方作为代表，或双方共同委托的代理人办理手续（第 3 条第 1 款）。另外，动产抵押权自抵押合同生效时设立，未经登记，不得对抗善意第三人（第 2 条第 1 款）。

■ 動産抵当登記弁法

[発布部門] 国家工商行政管理総局
[発布番号] 国家工商行政管理総局令第 88 号
[発布期日] 2016 年 7 月 5 日
[実施期日] 2016 年 9 月 1 日
[概要]

中国の「物権法」によると、企業、個人工商業者及び農業生産經營者は、生産設備、原材料、半製品及び製品に抵当権を設定することができる（第 180 条第 1 項第 4 号、第 181 条）。本「弁法」は、このような動産抵当権の登記に関する規定である。

本「弁法」によると、動産抵当権については、抵当権設定者の住所地の県級工商行政管理部门が登記を管理する（第 2 条第 1 項）。動産抵当権の設定、変更及び抹消は、当事者双方が申請することになるが、その中の 1 人が代表して、又は双方が委託した代理人が手続を行うこともできる（第 3 条第 1 項）。なお、動産抵当権は、抵当権設定契約の発効と同時に設定されるが、登記をしていない場合には善意の第三者に対抗できない（第 2 条第 1 項）。

[法令原文] http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/xxzx/201607/t20160708_169649.html

【司法解釈】

■ 关于首先查封法院与优先债权执行法院处分查封财产有关问题的批复

[发布部门] 最高人民法院
[发布文号] 法释[2016]6 号
[发布日期] 2016 年 4 月 12 日
[实施日期] 2016 年 4 月 14 日
[概要]

现行的关于执行的司法解释规定，在执行程序中，由首先查封法院处分查封财产（《关于人民法院执行工作若干问题的规定（试行）》第 91 条）。但是，在查封财产上存在担保物权人等具有优先权的债权人时，如果首先查封法院推迟财产处分，将会损害优先债权人的利益。

为解决此问题，本《回答》规定，首先查封法院在 60 日内未将该查封财产拍卖或变卖的，优先债权执行法院可以要求首先查封法院将查封财产移送执行。

■ 最初に差押を行った法院と優先債権執行法院の差押財産に対する処分に関する関係問題の回答

[発布部門] 最高人民法院
[発布番号] 法释[2016]6 号
[発布期日] 2016 年 4 月 12 日
[実施期日] 2016 年 4 月 14 日
[概要]

現行の執行に関する司法解釈は、執行手続において最初に差押を行った法院が差押財産を処分すると規定している（「人民法院執行業務の若干問題に関する規定（试行）」第 91 条）。しかし、差押財産について担保物権者等優先権のある債権者が存在する場合、最初に差押を行った法院が財産処分を遅らせると、優先債権者の利益が損なわれることになる。

この問題を解消するため、本「回答」は、最初に差押を行った法院が 60 日以内にその差押財産を競売または換価しない場合には、優先債権の執行法院は、最初に差押を行った法院に対し、差押財産の執行手続の移送を要請することができること

とした。

[法令原文] <http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-19352.html>

【劉楠、張娟、臧晶】

中国法務「基本のき」

中国の土地制度について

【ご質問】 当社の中国子会社は、工場用地の取得を検討しています。中国の土地制度の要点を説明してください。

中国では、公有制を主とする土地制度を採用しており、土地の使用、管理等は「土地管理法」等の法律において規定しています。

■ 土地の所有権

中国の土地は、土地の所在地により、以下のとおり所有されています（「土地管理法」第 8 条）。

- (1) 都市の市街地の土地は、国の所有に属する。
- (2) 農村及び都市郊外の土地は、特別規定がある場合を除き、農民集団の所有に属する。
- (3) 宅地及び自留地、自留山は、農民集団の所有に属する。

所有権とは別に、土地の使用権は、法に従い組織又は個人に付与することができます（「土地管理法」第 9 条）。

■ 土地の用途

中国は、土地を農業用地、建設用地及び未利用地に分類し、農業用地の建設用地への転換を厳格に制限しています（「土地管理法」第 4 条）。特別規定がある場合を除き、建設を行うために土地を使用する場合、法に従い国有土地の使用を申請しなければなりません。ここにいう国有土地とは、国の所有に属する土地及び国が収用した農民集団の所有に属していた土地のことです（「土地管理法」第 43 条）。

■ 国有土地使用権の取得

国有土地使用権を取得するには、主に「払下」及び「割当」の二つの方式があります。

「払下」とは、国が国有土地使用権を一定年限内に土地使用者に譲り渡し、土地使用者が

国に土地使用者が土地取得金を納付する行為をいいます。払下は、競売、入札募集又は協議の方式を採用することができます（「都市不動産管理法」第 8 条、第 13 条）。

「割当」とは、県級以上の人民政府が法に従い認可し、土地使用者が補償、安置などの費用を納付した後に土地を交付して使用させ、又は土地使用者が無償で交付して使用させる行為をいいます。割当として承認することができる土地は、公益事業用地等法律に規定するものに限定されています（「都市不動産管理法」第 23 条、第 24 条）。

■ 土地使用者の取引

払下方式で取得した土地使用者は、払下契約に定める条件に従い投資して土地を開発し、利用した場合、譲渡、賃貸又は抵当権を設定することができます（「都市国有土地使用者払下及び譲渡暫定条例」第 19 条、第 28 条、第 32 条）。

割当方式で取得した土地使用者は、払下契約を締結して払下金を追納し、又は譲渡、賃貸若しくは抵当権設定による収益をもって払下金を納付する等の条件を充たしてはじめて、譲渡、賃貸若しくは抵当権を設定することができます（「都市国有土地使用者払下及び譲渡暫定条例」第 45 条）。

また、中国では、不動産を譲渡又は不動産に抵当権を設定する場合、建物の所有権及び当該建物が占有する範囲内の土地使用者も同時に譲渡され、又は抵当権が設定されることになります（「都市不動産法」第 32 条）。

【劉楠】

久田・橋口法律事務所

ウェブサイト：<http://www.lexhh.com/> 電子メール：info@lexhh.com



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。
本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関又は専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。
本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページ又は上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。